

# 第3回 (仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会

日時：令和5年2月10日(金) 午前10時00分～  
場所：宇都宮市保健センター研修室

## 次 第

- 1 開 会
  - 2 会長挨拶
  - 3 議 題  
「(仮称) 都心部まちづくりプラン」中間取りまとめ(素案)について 資料1
  - 4 そ の 他
  - 5 閉 会
- 

〔配布資料〕

次第・名簿

資料1 「(仮称) 都心部まちづくりプラン」中間取りまとめ(素案)について

別紙1 (仮称) 都心部まちづくりプラン中間取りまとめ(素案)

第3回 (仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会 出席者名簿 (委員)

分野	所属/職名	氏名	出欠
学識経験者	宇都宮大学 教授	大森 宣暁	
	日本大学 客員教授	望月 明彦	欠
	足利大学教授	渡邊 美樹	
関係団体	宇都宮商工会議所 常務理事	小関 裕之	
	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構 事務局長	高橋 功	
	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	平手 義章	
	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 まちづくり支援部 担当部長	小林 周	
	宇都宮市商店街連盟 会長	齋藤 高藏	
	宇都宮中心商店街 みやヒルズ活性化委員会 会長	竹川 哲夫	
	特定非営利活動法人 宇都宮中心商店街活性化委員会 理事長	齋藤 公則	
	中央地域まちづくり推進協議会 副会長	宮本 隆昌	
	築瀬地域まちづくり推進協議会 会長	栗原 伸一	
	錦地域まちづくり協議会 副会長	増田 良二	
	東地域まちづくり推進協議会 会長	小島 弘義	
	西地区まちづくり推進委員会 会長	松岡 明直	
	昭和地域まちづくり推進協議会 副会長	塚田 栄一	
	桜地域まちづくり推進協議会 会長	成澤 哲夫	
交通事業者	宇都宮ライトレール株式会社 常務取締役	中尾 正俊	
	東武鉄道株式会社 経営企画本部 課長	越野 晴秀	
	関東自動車株式会社 代表取締役	吉田 元	
	一般社団法人 栃木県トラック協会 専務理事	近藤 基了	欠
	一般社団法人 栃木県タクシー協会 専務理事	鉢村 敏雄	
行政機関	栃木県 県土整備部 交通政策課長	高山 誠	欠
	栃木県 県土整備部 都市計画課長	笹沼 政行	
	栃木県 県土整備部 道路保全課長	野澤 浩	欠
	栃木県警察本部 交通部 交通規制課長	沼野 孝雄	欠
市民公募	—	高岡 耕子	
	—	手塚 美志子	
	—	佐藤 雅哉	欠

## 「(仮称) 都心部まちづくりプラン」中間取りまとめ(素案)について

### 1 中間取りまとめについて

#### (1) 目的

- ・ NCCの形成をより一層推進するために取りまとめた「都心部まちづくりビジョン(以下、「ビジョン」という。)」が描くまちの姿を具現化するため、ビジョン実現に向けたまちづくりの視点や考え方、取組方針などを示す「(仮称) 都心部まちづくりプラン(以下、「プラン」という。)」の策定を進めている。
- ・ プラン策定を進める中、ビジョン策定やLRT駅西側整備区間公表など、本市のまちづくりの進展により、市民・事業者のまちづくりの動向が活発化している環境変化を踏まえ、官民協働のまちづくりをより一層加速化させることをねらいに、市民・事業者等へ今後のまちづくりの全体像を積極的に情報発信・共有しながら、広く市民等からの意見を伺うため、検討状況を中間的に取りまとめるもの。

#### (2) 中間取りまとめの取り扱い

- ・ 中間取りまとめについては、官民協働のまちづくりにおいて、今後の方向性として共有していくとともに、計画策定に向け、広く市民や事業者からの意見を取り入れていく機会とする。
- ・ また、プラン策定までに市民等から寄せられた意見なども参考にしながら、中間取りまとめで提示した内容も精査を行っていく。

### 2 経過

令和4年 2月 ビジョン策定

6月 第1回プラン策定懇談会

〔 計画の目的や理念、まちづくりの視点、「街なかの空間」における望ましい状態 〕

11月 第2回プラン策定懇談会

〔 目指す街路空間の使い方、現状分析・課題整理 〕

### 3 第2回策定懇談会からの変更点等

- ・ 第2回策定懇談会などで下記の指摘を受け、内容を反映  
(指摘事項)

- ・ 「街路空間」は『道路と道路から見える沿道の一部』を指して使われることが一般的であるため、建物や土地利用全体を含める場合、言葉の定義を再考すること
- ・ ウォーカブルなまちづくりが「健康増進」にもつながるという視点を盛り込むこと
- ・ 今後検討する「エリアごとの施策展開」において、施策を即地的に落とし込めるよう、市民や事業者に分かりやすく施策のイメージを示すこと

#### 4 「中間取りまとめ（素案）」の内容

##### (1) 内容

「(仮称) 都心部まちづくりプラン」中間取りまとめ（素案） 別紙 1

##### (2) 特徴

###### ア 官民協働で目指す「街なかの空間」の望ましい状態を整理

「街なかの空間」は、「道路」と「沿道」の土地、建物を一体的に捉えた空間の集合体であり、この空間に含まれる「街路空間の使い方」,「街路空間のデザイン」,「都市機能」,「交通機能」といったまちづくりの視点を設定した上で、まちづくりの視点ごとに、多様な人々の移動や生活のシーンにおける課題を的確に捉えながら効果的な施策を検討・展開していくため、「望ましい状態」を整理した。

###### イ 官民が共有する「目指す街路空間の使い方」を整理

「街なかの空間」を望ましい状態に変えていくため、限りある街なかの空間の中で、街路空間をかしこく使い分ける必要があることから、現在の街路空間の使われ方を『歩行者、自動車、公共交通、端末交通など多様な交通が移動で使う空間』や『街なかの目的地の一つとして人が滞在・活動する空間』などに分類・評価の上、「自動車の広域的な移動で使う道路」や「人の通行や滞在・活動で使う道路」など「目指す街路空間の使い方」を整理した。

###### (議事事項)

###### ウ まちづくりの全体像を示す「取組方針」や「施策展開の考え方」を整理

過度な自動車流入の抑制や、街路空間の居心地の良さ向上、多様な都市機能集積、まちづくりと連携した駐車場の量や配置、質の適正化など、都心部の課題に対応するため、今後のまちづくりの全体像となる「まちづくりの取組方針」や「施策展開の考え方」などを整理した。

#### 5 「まちづくりの取組方針」, 「施策展開の考え方」, 「中心施策」について

##### (1) 役割

- ・ 「まちづくりの取組方針」は、望ましい状態ごとに整理した課題に対応するためのプランに位置付ける施策の方向性を示すもの
- ・ 「施策展開の考え方」は、取組方針を踏まえながら、今後の施策展開の特徴となる考え方を示すもの
- ・ 「中心施策」は、中間取りまとめにおいて、「まちづくりの取組方針」, 「施策展開の考え方」に加え、計画推進に向けてどのようなことに取り組んでいくか官民で共有するため、取組方針の中心となる施策を示すもの

## (2) 記載内容

### ア まちづくりの取組方針

- ・ 視点ごとに整理した課題とそれらに対応した主な施策に関すること
- ・ 取組の具体性を補足する例示や取組主体に関すること

### イ 施策展開の考え方

- ・ 施策を展開する対象エリア等に関すること
- ・ 柱となる施策に関すること
- ・ 特に重点的に施策を展開するエリア等に関すること

### ウ 中心施策

- ・ プラン中間取りまとめ時点で考えられる「都心部エリア全体へ広く展開する施策」と、今後の検討の参考に、「特定の地区やエリアなど即地的に展開する施策イメージ」を整理
- ・ なお、プランに位置付ける施策については、今後プラン策定に向け、更に精査・充実していく。

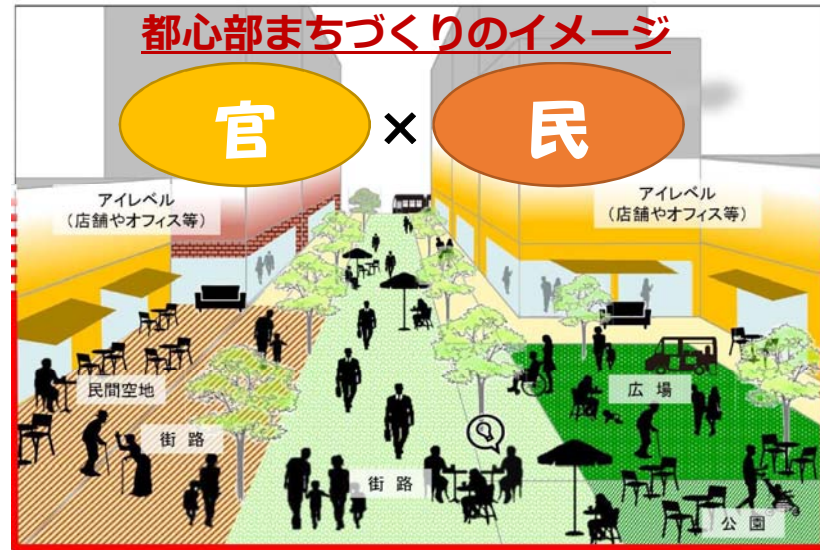
## 6 今後の進め方

- ・ 第3回懇談会での意見を参考に、内容を早期に取りまとめ公表していく。
- ・ 中間取りまとめ後は、今後のまちづくりの方向性を積極的に市民・事業者と共有していくとともに、計画策定に向け、施策の充実やエリアごとの施策展開等について、広く市民や事業者からの意見を伺っていく。

第1章 プランの目的・位置づけ等

【目的】

本市が目指すNCCの形成において、市全体をけん引する「都市拠点」の形成促進が重要である中、NCCの形成をより一層推進するために取りまとめた「都心部まちづくりビジョン(令和4年2月策定)」が描くまちの姿を具現化するため、「街なかの空間」を、人と様々な交通が共存し、移動しやすく、多様な都市活動を支えるまちの機能が充実し、人中心の居心地が良い空間に変えていく官民協働の都心部まちづくりを推進するもの



出典:国土交通省HP(一部加工)

【プランの位置づけ】

- 「街なかの空間形成」の推進を図るため、道路のかしこい使い方や駐車場などの適正な配置、民間開発促進等の市街地整備などの指針となる計画
- 「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」、「宇都宮市立地適正化計画」、「第2次宇都宮市都市交通戦略」などと整合を図りながら、「スーパースマートシティ」の土台となるNCC形成をより一層推進し、スーパースマートシティが目指す3つの社会(「地域共生社会」「地域経済循環社会」「脱炭素社会」)の構築に貢献する計画

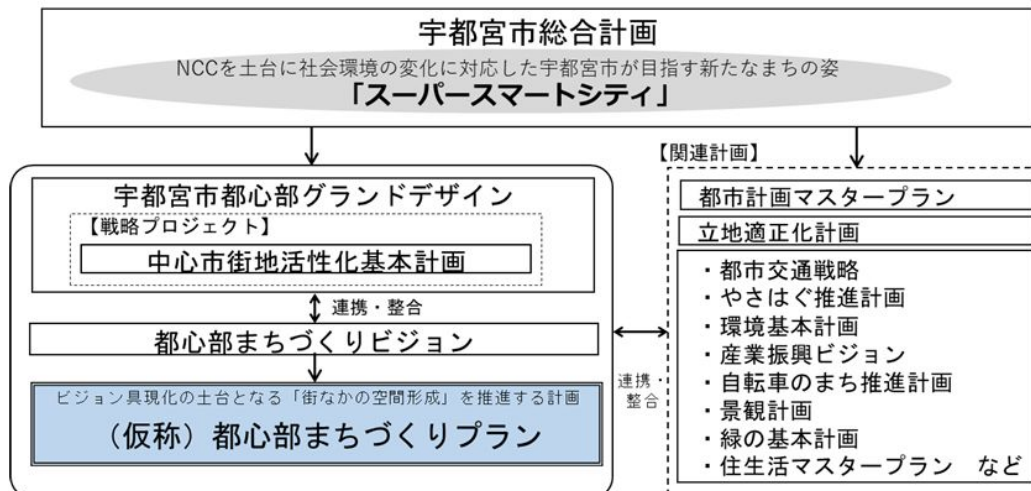


図 計画の位置付け

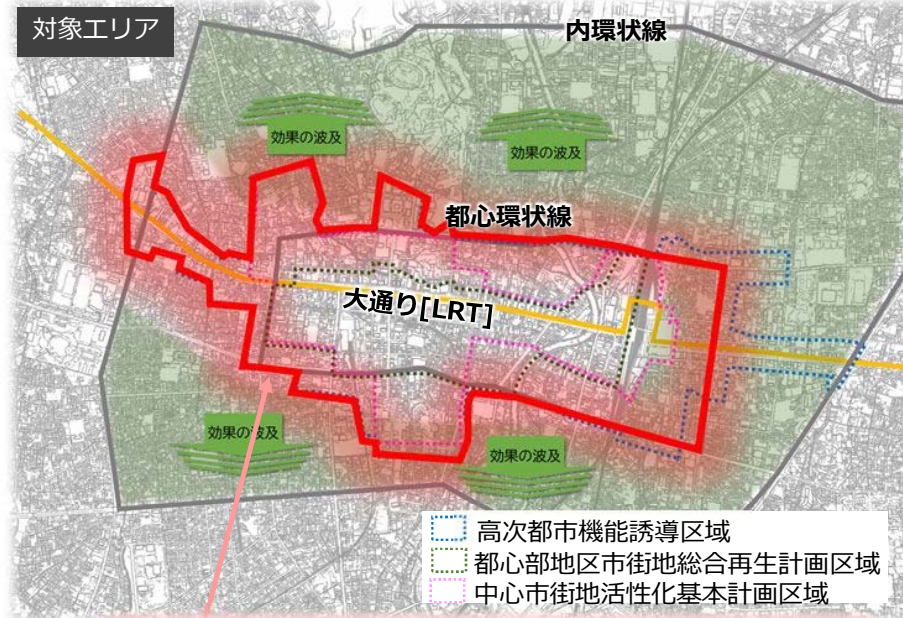
【目標年次】

ビジョンが目指す概ね10年先(2030年頃)の都市の姿を展望するとともに、「NCC形成ビジョン」が見通す2050年を見据えた計画



【プランの対象エリア】

本プランが、NCCをけん引する「都市拠点」の形成促進を図る計画であることから、自動車交通ネットワークの骨格となる「都心環状線」、「都心部まちづくりビジョン」が対象とする「駅西側の大通り沿線」、高次な都市機能を誘導する「高次都市機能誘導区域」やこれまで都心部における市街地整備の指針としてきた「都心部地区市街地総合再生計画の区域」などを考慮し、『施策を重点的に展開する都市拠点内の重要なエリア』をプランの「対象エリア」とし、その施策の効果を都市拠点全体(内環状線付近)まで波及させることを目指す。(なお、施策の適用範囲は、別途施策ごとに検討)



『施策を重点的に展開する都市拠点内の重要なエリア』

- 都心環状線内
- 都心部まちづくりビジョン対象エリア(大通り沿線)
- 高次都市機能誘導区域
- 都心部地区市街地総合再生計画の区域
- ➔プランの対象エリア

【都心部まちづくりの骨格となる都市構造】

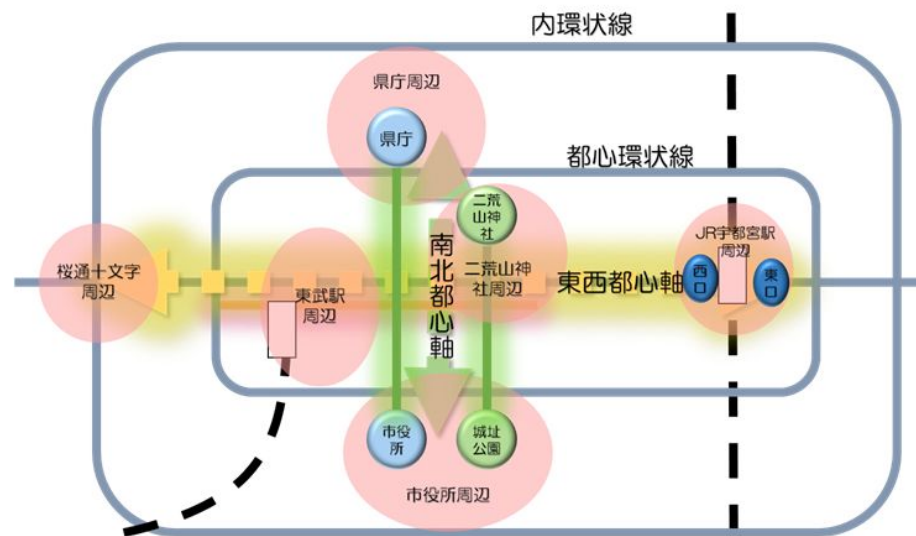


図 都心部グランドデザイン、再生計画、ビジョンなどを踏まえた都市構造 ※なお、都市構造については、プランを策定しながら、精査していく

第2章 計画の理念とビジョン実現に向けたまちづくりの視点と空間の使い方

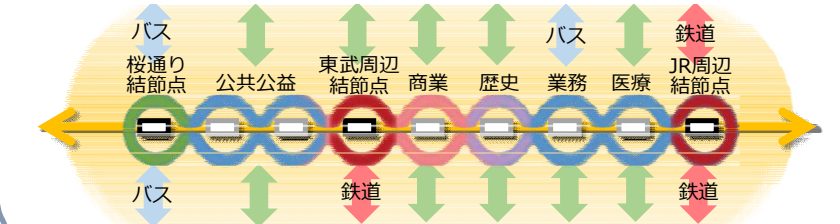
(参考)「都心部まちづくりビジョン」の概要

【目指すまちの姿】  
うごく つながる 心躍る みんなで創る 宮の街なか

【まちづくりの全体方針】  
長い歴史や文化、自然など地域資源を活かした『ストーリー性のあるまちづくり』

- 【3つの視点(方針)】
- ①ウォークラブルなまちづくり
  - ②ICTなど先進技術の活用や脱炭素化を推進するまちづくり
  - ③多様な主体が連携したにぎわいまちづくり

【目指すまちづくりのイメージ】  
大通り沿線を軸とした多様性のある一体的な空間形成と、周辺から大通りへのアクセス向上



ビジョンが目指すまちを実現するためには...

1 計画の理念

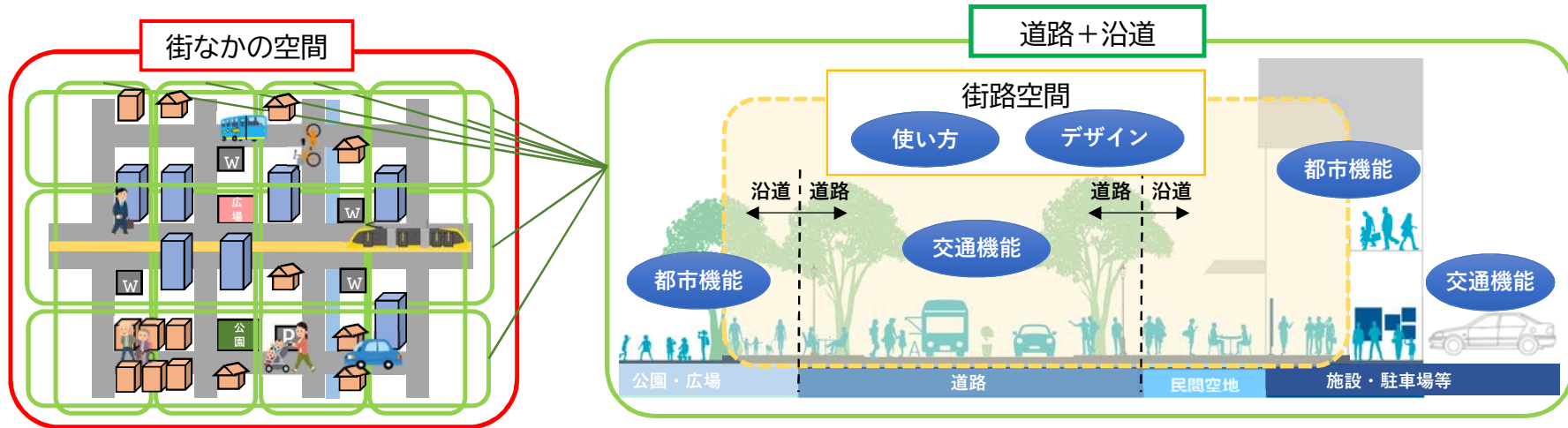
- 都心部の限りある空間を有効に活用し、人と多様な交通が共存し、円滑に移動しながら、街なかのにぎわいづくりにつなげていくことを基本に、まちづくりの土台となる「街なかの空間」を、以下のような状態や機能などを備えたものに変えていくとともに、まちづくりの潮流や実効性を意識してまちづくりを推進する。
- 歩行者や自動車、公共交通などの円滑な移動
- 歩く人の目線から感じられる道路など公共空間の居心地の良さ
- 市民や来街者の多様なニーズに応えるまちの機能
- 公共交通がより利用しやすくなる交通結節機能(公共交通と一体となった駐車場の適正配置や端末交通の導入など)
- 新たなまちづくりへの要請に対応した新技術の活用や脱炭素化の推進
- まちづくりの進展や事業効果を意識したメリハリと実効性のある施策を重点的に推進

上記の理念に基づき課題の整理や施策を体系化するため、「街なかの空間」の中で、ビジョン実現に向けて着目するまちづくりの視点と目指す状態などを明確化(裏面参照)

## 2 ビジョン実現に向けた「まちづくりの視点」と目標とする空間の状態

### 【まちづくりの視点】

・「街なかの空間」は、「**道路と沿道の土地、建物を一体的に捉えた空間の集合体**」(左下図)であり、ビジョン実現に向けては、街なかで過ごす市民等の移動や生活に最も身近な空間となる「**街路空間(道路と道路から見える沿道の一部)**」について「**使い方**」と、使い方に応じた「**デザイン**」、そして、道路や沿道にある「**都市機能**」や「**交通機能**」といった視点(右下図)について、官民協働で空間形成に取り組む。



### 参考 「街なかの空間」の構成と具体的な機能や設えの例

#### 「街なかの空間」

##### ① 街路空間の使い方

歩行者や多様な交通手段の移動、人の滞在や回遊、賑わいを創出するイベントやアクティビティ など

##### ② 街路空間のデザイン

広さ、景観(沿道の外壁や路面、軒等)、植栽・緑地、附属物(ベンチ、看板、照明等)などの空間の設え

##### ③ 都市機能

・生活や都市活動に必要な住居、商業施設(スーパー、コンビニ、ドラッグストア、百貨店等)、業務施設(オフィス等)、医療施設、娯楽施設、公共施設(公園、広場、河川含む)、公益施設など

##### ④ 交通機能

・路外駐車場(コインパーキング、月極駐車場、附置義務駐車場)、路上駐車(荷さばき等)、駐輪場など、交通や人・モノが街なかへアクセス・滞留する機能  
・街なかの移動利便性や回遊性を高める公共交通や、自転車、電動キックボード等の新たなモビリティなどが通行する機能

### 【プランにおける官民が目標とする空間の状態】

・官民協働による空間形成の推進においては、官民共通の目標が必要なことから、「街なかの空間」を俯瞰的に見た目指す状態を整理した上で、市民等の移動や身近な生活などの視点から「**望ましい状態**」を導出した。

#### ■ 「街なかの空間」における目指す状態

○都心部エリアにおいて、限りある街路空間が、徒歩、自転車、自動車、公共交通等、**多様な交通が移動に使う空間と人が歩いて楽しむ空間とにかしこく使い分け**、安全で居心地が良く、歩きたくなる空間となっている。

○歩きやすい、歩きたくなる街路空間の形成により、街なかで良好な地域コミュニティが形成されるとともに、**公共交通を積極的に利用しながら健康的に歩いて暮らせるライフスタイルが実践できている。**

○都心部エリアは、住む人・働く人・学ぶ人など、多様な人々が過ごす空間であることから、**公共交通の基軸となるLRTが導入される大通りを中心に、人々のニーズに応える都市機能を充実させていく**ことで、街なかを使いやすく、安心して便利に、更に経済活動が活性化した状態となっている。

○路外駐車場の量や配置について、多様な交通が移動に使う空間と人が歩いて楽しむ空間など**街路空間の使い方を踏まえながら、適切に配置することで、限りある道路や民地(土地・建物)などを有効に活用**できている。

○モノの移動も活発な都心部では、**経済活動を支える路上での荷さばきが効率的に行えている。**

○LRTを基軸とした公共交通や自転車、シェアサイクルなどの新たな交通手段を充実させるとともに、結節機能を強化することで、**公共交通を中心に多様な交通が連携し、人の移動を支えている。**

	まちづくりの視点	望ましい状態
街なかの空間	①街路空間の使い方 (多様な交通の移動や人の滞在・活動)	・生活に身近な道路やまちづくりの軸となる道路に、通過目的の自動車が入らない。 ・幹線道路などの「自動車が広域的な移動や街なかを移動で使う空間」や商店街などの「人の通行や滞在・活動で使う空間」など、街路空間の使い方に合わせて街なかの空間を有効に活用している。
	②街路空間のデザイン (居心地が良く、歩きたくなる空間)	・道路と沿道の土地が一体で「居心地が良く歩きたくなる空間」を形成し、多くの市民や来街者が、歩いてまちの魅力やにぎわいに触れている。 ・歩く人や多様な市民活動(飲食、休憩、勉強、作業、待合など)に使えるゆとりある空間がある ・建物の低層階が、街路から施設を利用する人の姿や商品が見える構造となっている。 ・身近に緑が感じられる空間が形成されている。 ・建物の造りに大谷石を活かすことや、エリアの成り立ち、特性など「宇都宮らしさ」が感じられる街並みとなっている。
	③都市機能 (住む、働く、学ぶ、子育て、遊ぶ、憩うなどの多様なまちの機能)	・働く人、住む人、学ぶ人などの日常生活のニーズに応える買い物や食事、医療などの施設が、交通結節点など交通の利便性が高い場所に充実している。 ・仕事帰りや休日などに、安らぎや憩い楽しめる施設や、柔軟な働き方を可能にする施設など、暮らしの質を高める施設が充実している。 ・街なかの居住者が増加し、地域の経済が活性化している。 ・建物の更新が進み、災害などに強く、安心して活動できる空間が形成されている。 ・街なかの施設や住居が、高齢者や障がいのある人でも利用しやすくなっている。(バリアフリー) ・都市の脱炭素化の推進に貢献する高い省エネ、創エネ、蓄エネ設備を備えた建物が増えている。 ・観光や街なかのお得なサービスなどの情報を手軽に取得でき、移動や生活の利便性向上に繋がるスマート技術が普及している。 ・低未利用な空間が有効に活用され、空き屋・空き地やコインパーキングなどが減っている。
	④交通機能 (車や自転車、人・モノなどのアクセス・滞留機能や通行機能)	・街路空間の使い方に合わせて駐車場が配置され、まちなか空間が有効に活用されている。 ・物流活動が効率的に行われているとともに、交通への影響や人との錯綜がない。 ・端末交通と公共交通が円滑に乗り換えられ、便利で快適に目的地まで移動できている。 ・公共交通から誰でも利用できる端末交通に乗り換えて、八幡山公園や城址公園など都心部の目的施設まで回遊できる。(シェアサイクルや電動キックボードなど) ・端末交通の走行環境が整い、安全・安心で快適に目的地にアクセスできる。

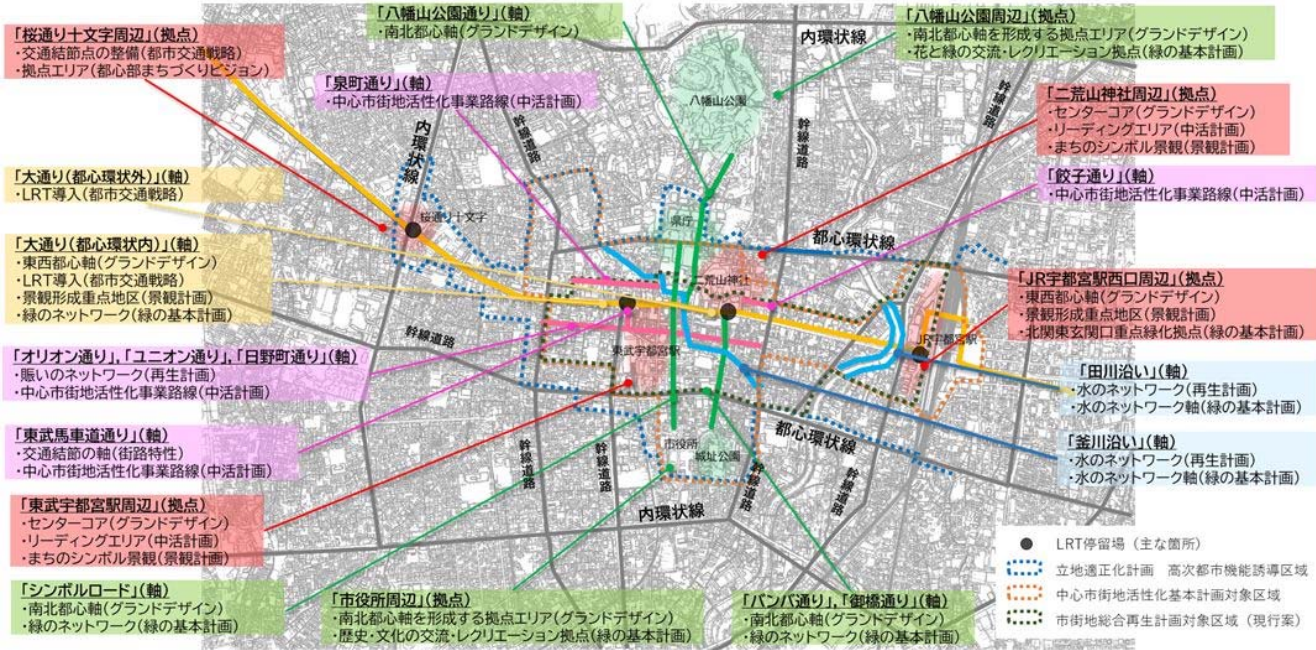
### 3 官民が共有する目指す街路空間の使い方（都心部まちづくりの基礎となる考え方）

- ・街なかの空間を望ましい状態に変えていくため、限りある街なかの空間の中で、街路空間を『歩行者、自動車、公共交通、自転車などの端末交通などが移動する空間』と、『街なかの目的地の一つとして人が滞在・活動する空間』などに、かしこく使い分けが必要がある。
- ・街路空間は、道路などの公共空間と沿道民地の一部を一体的に捉えた空間であることから、官民協働で空間形成に取り組むにあたり、都心部まちづくりの基礎となる考え方を共有するため「目指す街路空間の使い方」を整理

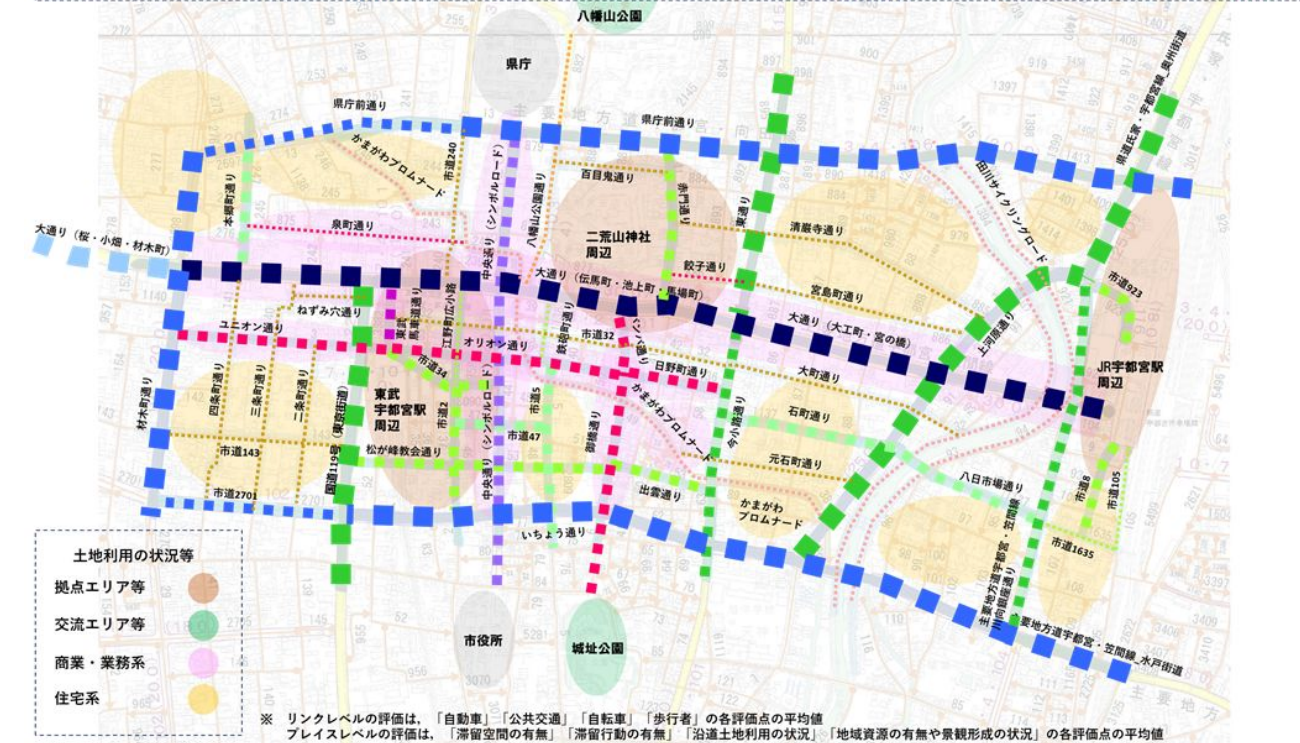
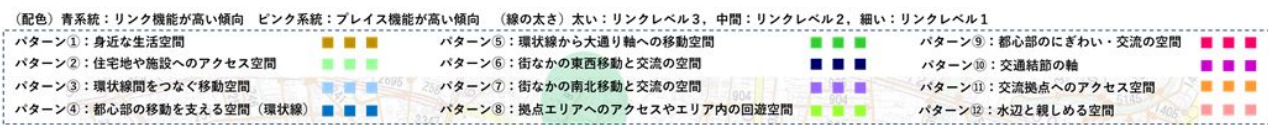
#### 【目指す街路空間の使い方】

道路ネットワークや都心部まちづくりにおける「拠点」や「軸」の位置付け、現在の街路空間の特性評価を踏まえ、都心部の街路空間について、**LRTを基軸とした公共交通と共存しながら『自動車が広域的な移動や街なかの移動で使う空間』、『街なかを回遊する端末交通などが移動で使う空間』、『人の通行や滞在・活動で使う空間』を設定する。**

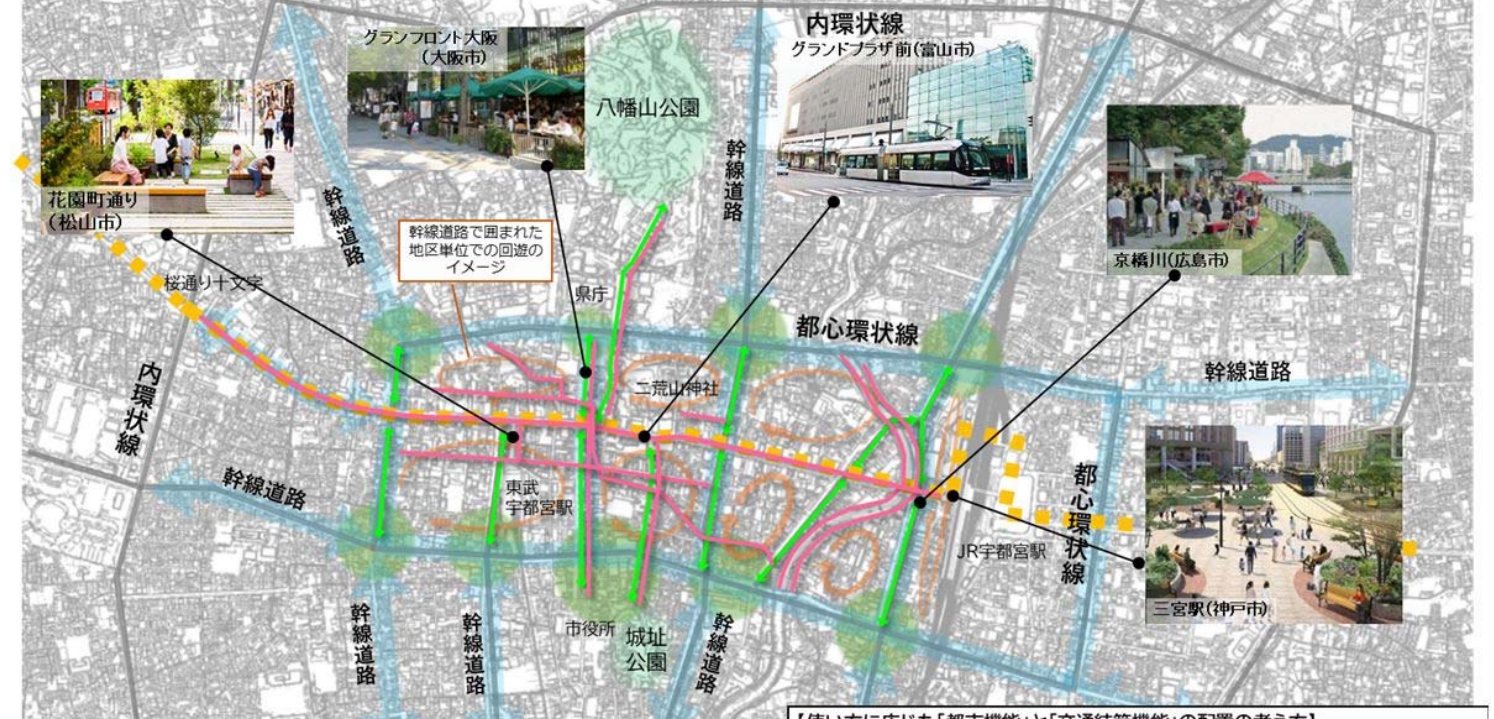
#### ○都心部まちづくりにおける「拠点」や「軸」の整理



#### ○現在の街路特性の評価



#### 目指す街路空間の使い方



街路空間の使い方	凡例	主な路線
自動車が広域的な移動や街なかの移動で使う空間	→	都心環状線や内環状線内の幹線道路
街なかを回遊する端末交通などが移動で使う空間	↔	上河原通り、今小路通り、東京街道、環状線の一部、シンボルロード など 大通り、シンボルロード オリオン通り、ユニオン通り、日野町通り 餃子通り、泉町通り 東武馬車道通り パンパ通り、御橋通り、八幡山公園通り 田川沿い、釜川沿い
人の通行や滞在・活動で使う空間	—	(都心東西・南北軸、商業・にぎわい軸、交通結節軸、歴史・交流軸、自然軸 など)

【使い方に応じた「都市機能」と「交通結節機能」の配置の考え方】

① LRT停留場周辺等には、多様な都市活動を支えるまちの機能を配置  
 ② 「人の通行や滞在・活動で使う空間」には、「飲食」や「買い物」、「遊び」などの機能を配置  
 ③ 街路空間の使い方と併せて、ビジョンで設定したエリア特性を活かした都市機能を配置

① 使い方が変わる交差点付近には、乗換機能を配置  
 例：「自動車が広域的な移動や街なかの移動で使う空間」と「街なかを回遊する端末交通などが使う空間」の交差点周辺(図上緑の円)  
 → 自動車の駐車場とシェアモビリティポートを配置  
 ② 都心環状線内の駐車場は、なるべく「自動車が広域的な移動や街なかの移動で使う空間」の沿道に配置  
 ③ 端末交通(自転車や電動キックボードなど)の結節機能は、公共交通の停留場や「人の滞在」と通行や滞在・活動で使う空間」の起終点付近に配置

(参考) 目指す街路空間の使い方に向けた空間形成のイメージ  
 上記の使い方を官民が共有しながら、実現に向けた空間形成に取り組んでいくことで、現在の街路特性(「リンクレベル」, 「プレイスレベル」)が次のように変化していくこと想定。



【「街路空間の使い方」の精査について】

- ・更に街なかの空間をかしこく使い分けていくため、人中心の道路空間への再編も見据えた滞在機能の向上など、街路空間を変化させていくことも検討
- ・今後は、現時点で設定した重点的にまちづくりを展開する路線を基本に、目的施設の立地や回遊性を高めていく路線なども考慮しながら、空間形成を検討していく。



第3章 課題を踏まえた取組方針等

1 課題を踏まえた取組方針と施策展開の考え方

○目指す街路空間の使い方を踏まえながら、街なかの空間を目指す状態に着実に変えていくためには、まちづくりの視点ごとに、多様な人々の移動や生活のシーンにおける課題を的確に捉えながら効果的な施策を検討・展開していく必要がある。

○現状分析から得られた17つの課題に対応するため、まちづくりの視点ごとに官民協働で取り組む「まちづくりの取組方針」を設定するとともに、取組方針を踏まえた「施策展開の考え方」を整理。

まちづくりの視点	課題	議事事項	まちづくりの取組方針	施策展開の考え方	
街路空間の使い方	①大通りやまちづくりの軸への過度な自動車流入の抑制	議事事項	まちづくりの取組方針	施策展開の考え方	
	②自動車交通の変化やまちづくりの進展に合わせたリンク・プレイス機能の強化・改良				
街路空間のデザイン	③街路空間の総合的な居心地の良さ向上に向けた地域主体のまちづくりの推進				方針Ⅱ「地元や民間事業者が中心となった官民協働による居心地が良い街路空間の形成」 大通りなど『人の滞在や活動で使う空間』となる道路を基本に、街路空間の「ゆとり」や「滞在性」、「沿道施設低層階の透過性」、「緑や景観」など、居心地の良さに関わる要素を総合的に高める空間形成に、街路やエリア、地区ごとのルールづくりや民間の取組に行政が支援するなど、地元や民間事業者が中心となり、官民が協働して取り組んでいく。
	④街路空間における歩行や多様な市民活動の場の確保				
	⑤沿道施設低層階の物理的・視覚的な透過性の向上				
	⑥身近な目線で感じられる街なかの緑の充実				
都市機能	⑦大谷石文化や地域資源を活かした「宇都宮らしい景観」の形成				方針Ⅲ「防災やバリアフリー化、脱炭素化などを踏まえた多様な都市活動を支える都市機能の充実・強化による拠点形成」 「買い物」や「食事」、「通院」、「子育て」、「働く」、「学ぶ」、「遊ぶ」、「憩う」など、多様な都市活動を支えるまちの機能や、都心部の居住機能の誘導強化を図るとともに、機能誘導と合わせ「防災」や「バリアフリー」、「脱炭素」、「スマート技術」などエリアの価値向上につながる施設性能の高度化を官民協働で取り組んでいく。 また、都心部の老朽化した木造建築物が立地するエリアにおいて、災害に強い建物への機能更新に取り組んでいく。
	⑧交通結節点周辺などにおける多様な都市機能集積と街なかの公共施設等の機能強化				
	⑨都心部経済の好循環化や地域コミュニティの活性化につながる更なる都心居住の推進				
	⑩多様な都市機能の誘導や居住の推進と合わせたエリアの価値向上に資する防災性や建物性能（バリアフリー、脱炭素、スマート技術など）の向上				
	⑪老朽建築物の立地する地域における災害に強い安全・安心な居住・商業・業務地の形成				
交通機能	⑫低未利用な空間を有効に活用した都市機能誘導・交流空間の創出				方針Ⅳ「街なかにおける人やモノの移動円滑化に向けたまちづくりと連携した駐車場・荷さばきの適正化及び公共交通と連携した多様な末端交通の利用環境づくり」 公共交通の進展に伴う将来の駐車場需要を見据えながら、まちづくりと連携した路外駐車場の台数と配置の適正化や、必要な駐車場におけるEV自動車の充電スポットの充実・荷さばき駐車場への転用などの高質化の誘導、都心部の経済を支える物流活動が、円滑で安全・安心にできる環境づくりに官民協働で取り組んでいく。 また、街なかの快適な回遊性向上に向け、公共交通と連携したシェアモビリティなどの新たな交通手段の充実や、路肩などを活用した末端交通の走行環境づくりに取り組んでいく。
	⑬公共交通の充実と連携した駐車場の量・配置及び質の適正化				
	⑭官民協働による効率的で、より安全・安心な荷さばき環境づくり				
	⑮大通り軸上などにおける自転車などの末端交通と公共交通ネットワークとの結節機能の充実				
	⑯公共交通ネットワークの一部とした誰でも気軽に使えるシェアサイクルなどのマイクロモビリティの充実				
	⑰歩行者や市民活動にも配慮した自転車など末端交通のかしこい使い方の誘導				

【まちづくりの取組方針に位置付ける中心施策（※プラン策定に向け、更に精査・充実）】

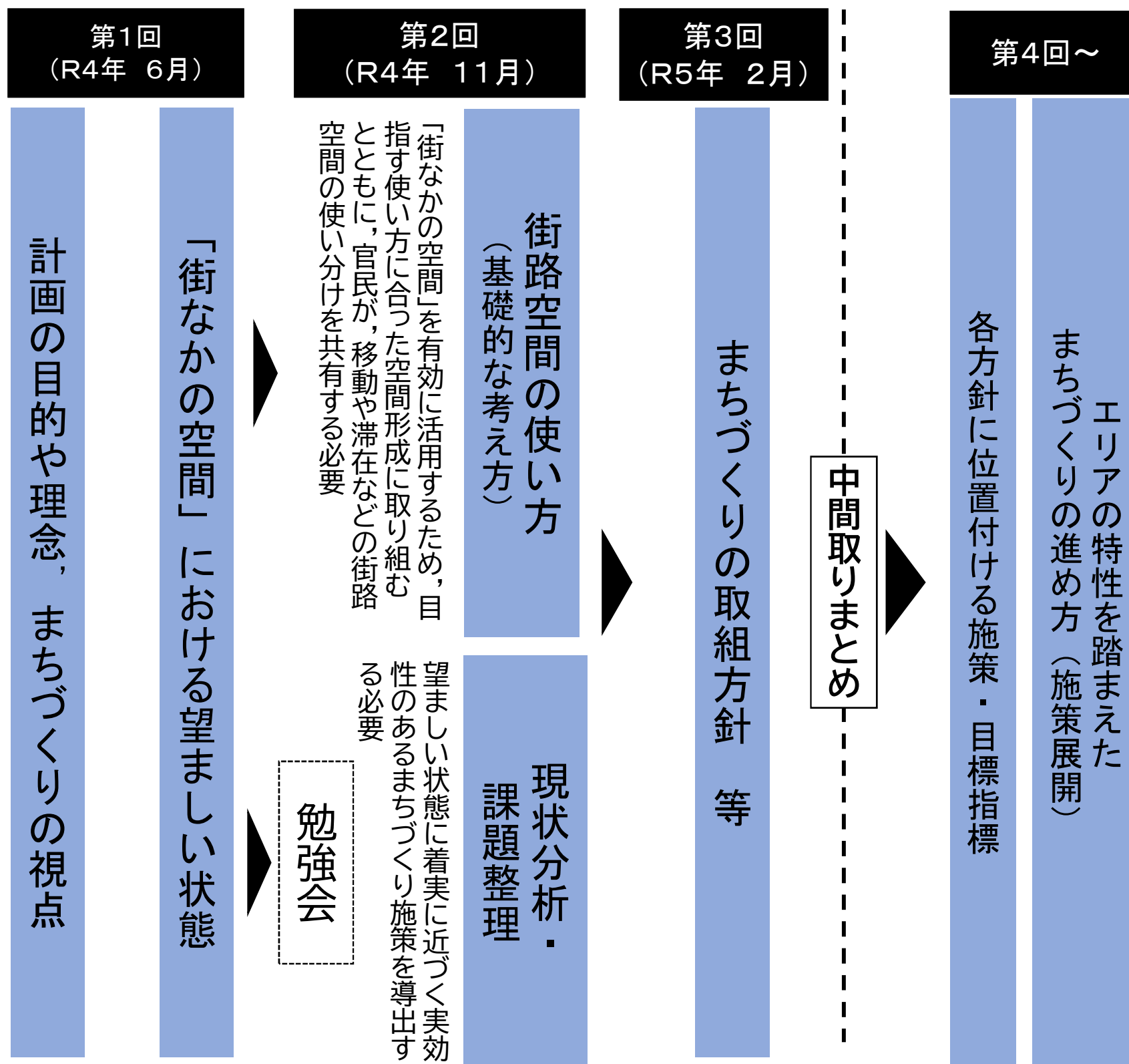
- ・プラン中間取りまとめにおいては、「まちづくりの取組方針」、「施策展開の考え方」に加え、計画推進に向けてどのようなことに取り組んでいくか、官民で共有するため、各取組方針の中心となる施策を下記のとおり整理。
- ・施策展開に当たっては、街なかの情報通信やエネルギーの効率利用などに繋がる、新たなまちづくりへの要請に対応した新技術の活用や脱炭素化などの視点を持って、まちづくりに取り組んでいく。
- ・今後はプラン策定に向け、官民が協働で取り組む施策を更に充実させていくとともに、エリアの課題や目指す街路空間の使い方に応じて、特定の地区やエリアごとに即地的な施策展開を検討していく。

視点	取組方針	中心施策（カッコ内は主な構成事業）	
		都心部エリア全体へ広く展開する施策	（参考）特定の地区やエリアなど即地的に展開する施策イメージ
街路空間の使い方	【方針Ⅰ】 人と自転車、自動車、公共交通などが共存できる街なかの空間を目指した街路空間の特性の強化・改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環状道路への通過交通誘導（通過交通に対する幹線道路利用促進のPR活動 など）</li> <li>・都心環状線内における駐車場の配置適正化（附置義務駐車場台数の緩和、都心環状線沿線へ駐車場を集約するための隔地による附置の特例見直し など）</li> <li>・公共交通利用や歩きでの来街促進（公共交通運賃負担の軽減、バスなどの公共交通を活用した街なか周遊の企画、エコ通勤の普及促進）</li> <li>・まちづくりにおける民間団体の参画促進（「都市再生推進法人制度」の導入 など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路における自動車通行機能の向上（内環状線や都心環状線など都市計画道路の整備、幹線道路等の交差点改良 など）</li> <li>・街なかの細街路を通過する自動車交通の抑制（住宅地等における通過抑制の案内看板の設置やゾーン30+、一方通行化等の交通規制強化、商店街等におけるライジングボラードなどの設置による物理的な抑制 など）</li> <li>・人中心の街路空間形成に向けた道路空間の再編（LRT導入を見据えた大通り空間の再編、公共交通の停留場と目的施設をつなぐ街路やにぎわいづくりに取り組む街路における道路空間のバリアフリー化や道路景観整備の推進 など）</li> <li>・街路空間など公共的な空間を活用した新たな居場所づくり（東武馬車道通り等における道路空間を活用した社会実験、街路空間や身近な公園、広場などにおけるプレイスメイキングの推進 など）</li> </ul>
街路空間のデザイン	【方針Ⅱ】 地元や民間事業者が中心となった官民協働による居心地の良い街路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりにおける民間団体の参画促進【再掲】</li> <li>・エリアや街路空間の特性に応じた沿道空間デザインの誘導（大規模開発等に対する景観指導の実効性を高める仕組みづくり など）</li> <li>・まちづくりと連動した緑化促進（市街地における緑化推進のための仕組みの充実（緑化促進のためのガイドライン等） など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域が主体となったまちづくりルール等の策定（空間形成に関する基準を盛り込んだ地区計画や建築協定、地域まちづくり協定（紳士協定）の策定支援 など）</li> <li>・地域が主体となった居心地の良い街路空間の維持管理（歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用促進、エリアマネジメント組織の設立支援 など）</li> <li>・まちづくりに貢献する民間開発事業への支援（大通りを中心とした優良な建築物等の開発に対するまちづくりへの貢献度に応じたメリハリある事業費支援や容積率の緩和（取組の例：壁面の後退やオープンスペースの創出、休憩施設の整備、建物低層部の非住居用途導入、敷地内の空地や建物の壁面などの緑化、道路から見える範囲の外構や外壁・内壁等に大谷石を活用 など）</li> <li>・目に映るみどりの充実（自治会や商店街、企業等と連携したプランター、ハンギングバスケット、壁面緑化、花壇等の設置の推進、緑の充実 など）</li> <li>・街路空間など公共的な空間を活用した新たな居場所づくり【再掲】</li> </ul>
都市機能	【方針Ⅲ】 防災やバリアフリー化、脱炭素化などを踏まえた多様な都市活動を支える都市機能充実による拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な都市活動を支えるまちの機能の立地誘導（立地適正化計画に基づく都市機能誘導施設立地補助金（施設整備費への支援、誘導施設のテナント立地への支援拡充）、オフィスを新・増設した場合の賃貸料や改修費等の支援 など）</li> <li>・都心居住の誘導（住宅取得補助金、サービス付き高齢者向け住宅整備促進 など）</li> <li>・街なかのストック空間活用の促進（空き家等活用促進、空き店舗出店補助、市街地整備手法（土地の交換分合など利用ニーズに対応する小規模な区画整理や共同建て替え）を活用した土地活用支援 など）</li> <li>・都心環状線内における駐車場の配置適正化【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な都市活動を支えるまちの機能の立地誘導（立地適正化計画に基づく『休憩』、『交流』、『学び』、『情報発信』、『仕事』、『まちづくり活動』などの多様な用途に活用できる施設への立地支援）</li> <li>・まちづくりに貢献する民間開発事業への支援（大通りを中心とした優良な建築物等の開発に対するまちづくりへの貢献度に応じたメリハリある事業費支援や容積率の緩和（取組の例：低層階への非住居系用途導入、防災施設の整備、バリアフリー化、脱炭素化、スマート技術導入 など）</li> <li>・にぎわい創出につながる街なかの公共施設（公園、広場、河川等）の新たな機能充実（城址公園やバンバ広場、オリオンスクエア、田川・釜川、その他公共施設における多様な市民活動での利活用 など）</li> </ul>
交通機能	【方針Ⅳ】 街なかにおける人やモノの移動円滑化に向けたまちづくりと連携した駐車場・荷さばきの適正化及び公共交通と連携した多様な末端交通の利用環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な交通手段の充実（シェアモビリティ導入に向けた社会実験 など）</li> <li>・公共交通利用や歩きでの来街の促進【再掲】</li> <li>・幹線道路における自動車通行機能の向上【再掲】</li> <li>・環状道路への通過交通誘導【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心環状線内における駐車場の配置適正化（大通りやまちづくりの軸となる道路における駐車場新規立地（出入口設置含む）の届出義務化、路外駐車場設置する際の技術基準の運用 など）</li> <li>・まちづくりに貢献する民間開発事業への支援（大通りを中心とした優良な建築物等の開発に対するまちづくりへの貢献度に応じたメリハリある事業費支援や容積率の緩和（取組の例：駐車場施設の削減や出入口位置の配慮、共同荷さばき場整備、端末交通と公共交通の乗換機能の整備 など）</li> <li>・路上荷さばきの効率化（商店街などと連携した荷さばきルール策定（路上荷捌き箇所指定など）、荷さばき動線となる道路環境整備 など）</li> <li>・街路空間の使い方を踏まえた通過自転車の誘導（人の滞在や活動で使う空間となる大通りや商店街などを走行する際のルールづくりや注意喚起 など）</li> </ul>

## プラン策定に向けた今後の進め方

- ・本市のまちづくりの進展により、市民・事業者のまちづくりの動向が活発化している環境変化を踏まえ、官民協働のまちづくりをより一層加速化させることをねらいに、市民・事業者等へ今後のまちづくりの全体像を積極的に情報発信・共有しながら、策定に向け広く市民等からの意見を伺うため、検討状況を中間的に取りまとめる。
- ・本中間取りまとめは、官民協働のまちづくりにおける今後の方向性として市民・事業者等と共有を図っていくとともに、広く市民や事業者からの意見を取り入れていく機会とする。
- ・また、プラン策定までに市民や事業者等から寄せられた意見なども参考に、本中間取りまとめで提示した内容も精査を行っていく。
- ・引き続き、プラン策定懇談会から意見をいただきながら、下記のステップを基本に、施策やエリアの特性を踏まえたまちづくりの進め方などについて、検討を深めていく。

## (仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会におけるプラン検討ステップイメージ



## (参考) 「(仮称) 都心部まちづくりプラン策定懇談会名簿」

学識経験者	宇都宮大学	教授	大森 宣暁
	日本大学	客員教授	望月 明彦
	足利大学	教授	渡邊 美樹
関係団体	宇都宮商工会議所	常務理事	小関 裕之
	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構	事務局長	高橋 功
	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	平手 義章
	独立行政法人都市再生機構	東日本都市再生本部 まちづくり支援部 担当部長	小林 周
	宇都宮市商店街連盟	会長	齋藤 高藏
	宇都宮中心商店街みやヒルズ活性化委員会	会長	竹川 哲夫
	特定非営利活動法人 宇都宮中心商店街活性化委員会	理事長	斎藤 公則
	中央地域まちづくり推進協議会	副会長	宮本 隆昌
	築瀬地区まちづくり推進協議会	会長	栗原 伸一
	錦地域まちづくり協議会	副会長	増田 良二
	東地域まちづくり推進協議会	会長	小島 弘義
	西地区まちづくり推進委員会	会長	松岡 明直
	昭和地域まちづくり推進協議会	副会長	塚田 栄一
桜地域まちづくり推進協議会	会長	成澤 哲夫	
交通事業者	宇都宮ライトレール(株)	常務取締役	中尾 正俊
	東武鉄道株式会社	経営企画本部 課長	越野 晴秀
	関東自動車株式会社	代表取締役	吉田 元
	一般社団法人 栃木県トラック協会	専務理事	近藤 基了
行政機関	一般社団法人 栃木県タクシー協会	専務理事	鉢村 敏雄
	栃木県県土整備部	交通政策課長	高山 誠
	栃木県県土整備部	都市計画課長	笹沼 政行
	栃木県県土整備部	道路保全課長	野澤 浩
市民公募	栃木県警察本部	交通部交通規制課長	沼野 孝雄
	-		高岡 耕子
	-		手塚 美志子
			佐藤 雅哉